

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B会社が施工するC所在のD工事現場において、下請作業員として作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、深さ1.7mの掘削面に梯子で降りる際、踏み外して滑り落ち負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、E病院を受診し、「右足関節両果骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、既に請求人には同一部位に障害等級第12級に該当する障害があり、加重には該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超え、加重に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「足関節可動域について左右差を認めず。右足のしびれが抜釘後、軽度軽減を認めるも残存。」と述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け「障害程度」と題する文書において、要旨、「X-P骨癒合完成。足関節の可動域制限軽度。足関節から足部にかけてのしびれ、疼痛が残存している。局所に神経症状を残している。」と述べている。当審査会において、改めて一件記録を精査するも、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(2) 請求人には既存障害として、腰部に障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当する神経症状が認められているところ、本件災害による障害と既存障害は、いずれも障害の系列を「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価するものである。

(3) そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害は既存障害を含めて評価しても障害等級第12級にとどまるとするのが妥当であり、その障害の程度は既存障害より重度であるとは認められないことから、労災則第14条第5項に規定する「加重」には該当しないものと判断する。

(4) なお、請求人は、本件災害により残存する障害と既存障害とは負傷部位が異なっていることから別個に評価すべきである旨を主張するが、既存障害と新たな障害を別個に評価すべきであるか否かの判断は、その程度及び労働能力への

影響の程度等を総合的に勘案して決定すべきであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。